

# 事故防止対策マニュアル

平成24年3月31日 作成  
平成24年4月1日 実施

事業者名 岡崎運送株式会社  
代表者 代表取締役 岡崎正裕



# 事故防止対策マニュアル

複製・転載禁止

## マニュアル作成の意図

「安全は、すべてに優先する」をスローガンに安全確保を最優先とし、当社で働くすべての従業員にとって安全で快適な職場環境を目指します。

## 行動指針

- (1) 労働災害防止のため計画を定め、全従業員に理解と協力を求め安全衛生活動に取り組む。
- (2) 全従業員を対象に、定期的に安全衛生講習会を開催し一人一人の意識改革に努める。
- (3) 運行前点検作業マニュアル、事故防止対策マニュアル、積込・配送・荷卸マニュアルを作成、配布し交通事故、労働災害のゼロを目指す。また、ポスターなどを見えるところに貼付し常に安全意識を高めることに徹底する。

## 目次

- 1 基本事項
- 2 車輛の特性
- 3 飲酒運転の防止
- 4 運行前注意事項
- 5 走行時注意事項
- 6 運行後注意事項
- 7 事故発生時の措置

複製・転載禁止

平成24年4月1日  
岡崎運送株式会社

# 1. 基本事項

- 写**
- (1) 安全速度
    - ①道路状況や車輛状況、天候等に応じた安全速度を守り走行する。
    - ②道路状況や速度に応じて適切な車間距離を確保する。
  - (2) 運転に集中する
    - ①考え事に没頭したり、わき見運転をしない。
    - ②他車のペースに巻き込まれないようにする。
    - ③喫煙、飲食、ラジオ等の操作は運転中にしないようにする。
  - (3) 走行中の携帯電話の使用禁止
    - ①会社からの連絡であっても、安全な場所に停車してから使用する。
  - (4) 運行時間に応じた休息
    - ①無理な走行はせず、車を安全な場所に止め、休息を取りましょう。
    - ②眠くなった時も同様です。
  - (5) 譲り合いの精神
    - ①割り込み、追い越し、無理な車線変更をしない。
    - ②運転中のイライラは事故に繋がります。
    - ③譲り合いの精神を忘れずに運転する。
  - (6) 急加速、急発進、急減速をしない
    - ①道路の状況を確認して、安全な加速、発進、減速をする。
    - ②ブレーキは早めにかけて、ゆとりある運転に努めましょう。
  - (7) 服装
    - ①会社支給の制服を着用すること。
    - ②必要に応じて作業用手袋、安全靴、ヘルメットを着用し、ヘルメットのあご紐をきちんとしめる。
    - ③靴のかかとを踏まないようにする。サンダルでの運行は絶対に禁止。大きな事故に繋がる危険性があります。
  - (8) 構内でのルール
    - ①構内での制限速度は15km/h厳守。
    - ②一方通行、進入禁止区域の侵入は厳禁です。必ず標識に従うこと。
    - ③構内ではフォークリフト優先です。

複製・転載禁止

複製・転載禁止

## 2、車輛の特性

トラックは構造上様々な特性があります。車高、視野、死角、内輪差(右左折する場合またはカーブを通行する場合に後輪が前輪より内側を通ること)、制動距離等が他の車輛と異なります。その特性をよく理解した上で安全に運行できるよう努めましょう。

- (1) 地上高が乗用車に比べて2倍ほど高いため、運転視界の大部分が路面で占められ、そのため車間距離などの錯覚を招きやすい。
- (2) 高い位置から見下ろす視線になるため、目の疲労や運転疲労を招きやすい。
- (3) 高い位置から見下ろすと優越感を抱き、目下の車や歩行者等の動向を軽視しやすい。
- (4) ドライバーの目とライトの位置が離れているため、歩行者などの発見遅れを招きやすい。
- (5) 死角が大きいため、安全確認が難しい。
- (6) 内輪差が大きいため、右左折時などに巻き込み事故を招きやすい。
- (7) 制動距離が乗用車よりも長いため追突事故を招きやすい。

## 3、飲酒運転の防止

- (1) 厳正な点呼の実施
  - ①出庫時・帰庫時対面点呼での飲酒の有無を確認します。
  - ②その際、アルコール検知器を使用します。
  - ③酒気が残っている運転者は乗務禁止。
- (2) 運転者の飲酒状況の把握
  - ①定期的に個別面談を実施し、飲酒実態を把握する。
  - ②1年に1回運転記録証明書を申請します。
- (3) 勤務に影響を及ぼすような飲酒を禁止する
  - ①翌日運行がある人は飲酒禁止です。

複製・転載禁止

## 4、運行前注意事項

### (1) 健康管理

- ①健康状態は運転・業務に大きな影響を及ぼします。食事、休息、睡眠は十分に取り日頃から自分の体調管理は責任を持って行うこと。
- ②体調不良の時は運行前点呼で申し出ること。
- ③疾病は交通事故の要因になります。年1回以上の健康診断を必ず受診すること。

### (2) 運行前点検の実施

- ①運行前に必ず決められた個所の点検をきちんと行い、異常の有無にかかわらず点呼時に運行管理者に報告する。
- ②前運行での車輛異常や修理、処置の記録を確認する。
- ③日常点検表に点検結果を記入する。
- ③不備がある車輛での運行は厳禁。
- ④運転の邪魔にならないよう車内は常に整理整頓しておく。

### (3) 運行前点呼

- ①運行前は必ず決められた場所で点呼を受ける。
- ②点呼の際、体調不良、車輛異常がある場合は申し出る。
- ③携行品の確認を行う。(免許証、備品等)
- ④運行がスムーズに行えるよう、運行計画の再確認。

複製・転載禁止

## 5、運行時注意事項

### (1) 発進時

- ①前後左右、車の下等に人がいないかよく確認してから発進しましょう。
- ②発進前に再度ミラー等で確認してから発進する。
- ③夜間、悪天候時は特に注意して発進する。

### (2) バック時

- ①バックモニターに頼りすぎずきちんと後方の安全確認をしゆっくりバックする。
- ②同乗者がいる場合下車誘導をしてもらう。
- ③バックしないと出られないような細い道にはなるべく入らない。

### (3) 車間距離

- ①道路状況や速度に応じて適切な車間距離を確保する。
- ②見通しの悪い道、悪天候時、初心者マークの後ろにつく時などは特に注意する。

### (4) 追い越し

- ①追い越しはやむをえない場合以外はしないこと。
- ②追い越し時は対向車、前車、歩行者、道路状況をなどの安全を確認する。
- ③追越する前の合図は早めに行う。
- ④二輪車、自転車の追い越しは大変危険です。風圧で相手が倒れこむことがあるので特に注意する。

### (5) 徐行

- ①見通しの悪い交差点
  - ②曲がり角付近
  - ③水溜り
  - ④交差点での右左折時
  - ⑤急な下り坂、上り坂頂上付近
  - ⑥停車している車や歩行者の横を通過する時
  - ⑦徐行の標識等がある場所
  - ⑧その他危険な所
- 以上のような場合必ず徐行し、安全確認をすること。

複製・転載禁止

### (6) 駐停車

- ①積卸時、交通の妨げになるような場所や、駐停車禁止の場所は避ける。必ず安全な場所に駐停車すること。
- ②前方、後方を確認してからドアを開ける。

### (7) 踏み切り

- ①踏み切りの手前は必ず一時停止です。
- ②踏み切り内で車輛が動かなくなった場合は、直ちに非常警報装置のボタンを押し、信号炎管などで合図を送りましょう。
- ③踏み切り内に車輛が残らないよう、向こう側に十分なスペースがあることを確認してから進みましょう。
- ④踏切では変速装置を操作しない

(8) 交差点

- ①信号機は早めに確認し、信号の変化を予測した無理な走行はしない。  
②歩行者や他車が飛び出してくる危険があるので安全確認をして走行する。  
③信号機のない交差点では徐行し、停止線で一時停止し安全を確認すること。

(9) 二輪車、歩行者

- ①歩行者、二輪車の側を通過する時は、飛び出しに注意し徐行または一時停止を行うと共に、その動向に注意する。  
②水溜り等がある場合他人に迷惑をかけぬよう徐行するなどしましょう。

(10) 悪条件での運行

- ①雨、雪、路面凍結時は普段よりも速度を落とし、車間距離も十分に確保する。  
②強風時ハンドルを取られないようしっかりとハンドルを持つこと。  
③霧がかかっている時はライトを点灯し、安全な速度で走行すること。  
④小雨程度でもライトを点灯して走行すること。  
⑤夜間走行時は早めにライトを点灯して走行すること。  
⑥夜間は歩行者等を発見しづらいので十分注意すること。

(11) その他

以上の点以外にも走行には常に危険が伴います。交通ルールをよく理解し安全な運行を心がけること。

## 6、運行後注意事項

- (1) 運行後は必ず運行後点呼を受けること。その際運行管理者に車輛状態、道路状況を報告する。  
(2) ・次の運行に備えて十分に休息を取る。

## 7、事故発生時の措置（事故を起こしたとき時の対応）

(1) 負傷者の有無の確認

- ①体の状態を確認し直ちに119番、110番に連絡する。  
②応急救護措置をとる。

(2) 二次災害の防止

- ①二次災害を防ぐため事故車輛を安全な場所に移動させる。  
②事故車輛を移動できない時は、ハザードランプの点滅や停止表示機材、発炎筒の使用などで後続車に注意を促す。

(3) 警察への届出

- ①事故の状況や場所、負傷者や物の損害など 状況を伝えて指示を受ける

(4) 会社への連絡

- ①会社へ連絡し事故の状況等を伝え指示を仰ぐ。

(5) 相手の身元確認

- ①相手の名前、住所、連絡先、ナンバーなどを控える（免許証も見せてもらう）。

(6) 目撃者の確保

- ①目撃者がいるならその人の氏名、連絡先、事故の証言などをお願いする。

(7) 警察による実況見分

- ①警察の支持に従い、実況見分を受け「事故証明書」を発行してもらう。

(8) 保険会社への事故報告

※事故現場では過失割合や示談の交渉はしないこと。

※小さい事故であっても必ず警察に届けること。

以上

平成24年4月1日 岡崎運送株式会社